

議員提出議案第1号

取手市政治倫理条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び取手市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年 9月19日

取手市議会議長
入江 洋 一 殿

提出者 取手市議会議員 遠山 智恵子
〃 〃 加増 充子

提案理由

市長等及び議員の倫理基準をより明確化し更なる公正で開かれた市政の発展に寄与するため

取手市政治倫理条例の一部を改正する条例

取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市長等及び議員の責務)</p> <p>第2条 市長等及び議員は、<u>市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにするため、次に掲げる責務を全うしなければならない。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(政治倫理基準)</p> <p>第4条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) その権限又は地位による影響力を不正に利用して、<u>次に掲げる行為を行わないこと。</u></p> <p>ア <u>利害関係を有する者からの贈与、報酬等の授受</u></p> <p>イ <u>利害関係を有する者に対する利益の供与</u></p> <p>(2)から(5)まで (略)</p> <p>(資産等報告書の作成及び提出義務)</p> <p>第5条 市長等及び議員は、毎年5月1日から同月31日まで(同日が取手市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)に規定する市の休日(以下単に「市の休日」という。)の場合にあっては、市の休日の翌日まで。第7条において同じ。)の間に、次条に規定する資産等報告書を作成し、<u>市長等</u>にあっては市長に、<u>議員</u>にあっては取手市議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 市長等及び議員は、その任期開始の日から起算して100日を経過する日まで(同日が市の休日の場合にあつては、市の休日の</p>	<p>(市長等及び議員の責務)</p> <p>第2条 市長等及び議員は、<u>市政に対する市民の信託に応えるため、次に掲げる責務を全うしなければならない。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(政治倫理基準)</p> <p>第4条 市長等及び議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) その権限又は地位による影響力を不正に利用して<u>いかなる報酬等も授受しないこと。</u></p> <p>(2)から(5)まで (略)</p> <p>(資産等報告書の作成及び提出義務)</p> <p>第5条 市長等は、毎年5月1日から同月31日まで(同日が取手市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)に規定する市の休日(以下単に「市の休日」という。)の場合にあっては、市の休日の翌日まで。第7条において同じ。)の間に、次条に規定する資産等報告書を作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 市長等は、その任期開始の日から起算して100日を経過する日まで(同日が市の休日の場合にあつては、市の休日の翌日ま</p>

翌日まで)の間に、次条に規定する資産等報告書を作成し、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

- 3 前2項に規定する場合において、当該市長等及び議員の任期開始の日から100日を経過する日までの間に5月1日から5月31日までの期間が含まれる場合にあつては、第1項の規定は適用しない。

(所得等報告書の作成及び提出義務)

第7条 市長等及び議員は、毎年5月1日から同月31日までの間に、次条に規定する所得等報告書を作成し、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

(所得等報告書の内容)

第8条 所得等報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 前年1年間において、市長等又は議員であった期間に係る収入及び贈与等のうち、次に掲げるもの

アからウまで (略)

(2)から(4)まで (略)

(資産等報告書等の閲覧、保存等)

第9条 市長及び議長は、第5条の規定により提出された資産等報告書及び第7条の規定により提出された所得等報告書(以下「資産等報告書等」という。)を、当該提出の期限から30日以内に閲覧に供しなければならない。

2 市長及び議長は、資産等報告書等を閲覧に供したときは、その旨及び提出状況を市広報等で公告するものとする。

3 市長及び議長は、資産等報告書等について、提出の期限から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

4 何人も、市長及び議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書等の閲覧を請求することができる。

で)の間に、次条に規定する資産等報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 3 前2項に規定する場合において、当該市長等の任期開始の日から100日を経過する日までの間に5月1日から5月31日までの期間が含まれる場合にあつては、第1項の規定は適用しない。

(所得等報告書の作成及び提出義務)

第7条 市長等は、毎年5月1日から同月31日までの間に、次条に規定する所得等報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(所得等報告書の内容)

第8条 所得等報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 前年1年間において、市長等であった期間に係る収入及び贈与等のうち、次に掲げるもの

アからウまで (略)

(2)から(4)まで (略)

(資産等報告書等の閲覧、保存等)

第9条 市長は、第5条の規定により提出された資産等報告書及び第7条の規定により提出された所得等報告書(以下「資産等報告書等」という。)を、当該提出の期限から30日以内に閲覧に供しなければならない。

2 市長は、資産等報告書等を閲覧に供したときは、その旨及び提出状況を市広報等で公告するものとする。

3 市長は、資産等報告書等について、提出の期限から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

4 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書等の閲覧を請求することができる。

5 (略)

(資産等報告書等の訂正等)

第10条 市長等及び議員は、保存されている資産等報告書等の内容について、提出の後に訂正又は補正(以下「訂正等」という。)の必要が生じたときは、規則で定めるところにより、市長等にあつては市長の許可を、議員にあつては議長の許可を得て、訂正等を行うことができる。

(取手市政治倫理審査会の設置)

第11条 (略)

2 審査会は、市民から第14条の規定による調査請求があつた場合は、市長等及び議員から事情を聴き、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査をしなければならない。

3から5まで (略)

6 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が必要があると認めるときは、その理由を明らかにして会議を非公開とすることができる。

7及び8 (略)

(資産等報告書等の審査)

第12条 議長は、議員に係る資産等報告書等の写しを審査のため速やかに市長に送付し、市長は、市長等及び議員に係る資産等報告書等の写しを速やかに審査会に提出し、審査を求めなければならない。

2 審査会は、前項の規定により提出された資産等報告書等を審査し、疑義があるときは、市長等及び議員から事情を聴き、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査をしなければならない。

3 (略)

4 市長は、前項の規定により審査会から提出された意見書(以下「意見書」という。)のうち、議員に係る意見書を議長に送付しなければならない。

5 前各項の規定は、第10条の規定により行

5 (略)

(資産等報告書等の訂正等)

第10条 市長等は、保存されている資産等報告書等の内容について、提出の後に訂正又は補正(以下「訂正等」という。)の必要が生じたときは、規則で定めるところにより、市長の許可を得て、訂正等を行うことができる。

(取手市政治倫理審査会の設置)

第11条 (略)

2 審査会は、市民から第14条の規定による調査請求があつた場合は、市長等及び議員から事情を聴き、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査をすることができる。

3から5まで (略)

6 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

7及び8 (略)

(資産等報告書等の審査)

第12条 市長は、資産等報告書等の写しを速やかに審査会に提出し、審査を求めなければならない。

2 審査会は、前項の規定により提出された資産等報告書等を審査し、疑義があるときは、市長等から事情を聴き、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査をすることができる。

3 (略)

4 前3項の規定は、第10条の規定により行

われた資産等報告書等の訂正等について準用する。

6 (略)

(審査結果の閲覧)

第13条 市長及び議長は、審査会から意見書が提出された日から起算して15日以内に、当該意見書を閲覧に供しなければならない。

2 市長及び議長は、意見書を閲覧に供したときは、その旨を市広報等で公告するものとする。

3 市長及び議長は、意見書について、提出された日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

4 何人も、市長及び議長に対し、前項の規定により保存されている意見書の閲覧を請求することができる。

(市民の調査請求権)

第14条 市民は、次に掲げる場合にあつては、これを証する資料等を添え、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に対し、調査を請求することができる。

(1)から(3)まで (略)

2から5まで (略)

(虚偽報告等に関する措置)

第15条 市長は、審査会から提出された意見書に、市長等及び議員が資産等報告書等の提出の遅滞、虚偽の報告又は調査に協力しなかった等の指摘があったときは、その旨を市広報等で公表するものとする。

われた資産等報告書等の訂正等について準用する。

5 (略)

(審査結果の閲覧)

第13条 市長は、前条第3項の規定により審査会から意見書が提出された日から起算して15日以内に、当該意見書を閲覧に供しなければならない。

2 市長は、意見書を閲覧に供したときは、その旨を市広報等で公告するものとする。

3 市長は、意見書について、提出された日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

4 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている意見書の閲覧を請求することができる。

(市民の調査請求権)

第14条 市民は、次に掲げる場合にあつては、これを証する資料等を添え、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては市議会議長(以下「議長」という。)に対し、調査を請求することができる。

(1)から(3)まで (略)

2から5まで (略)

(虚偽報告等に関する措置)

第15条 市長は、第12条第3項の規定により審査会から提出された意見書に、市長等が資産等報告書等の提出の遅滞、虚偽の報告又は調査に協力しなかった等の指摘があったときは、その旨を市広報等で公表するものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。